

## 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：柏市

### 1 地域活性化総合特別区域の名称

柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

### 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### ①総合特区の目指す目標

「都市経営」、「地域エネルギー」、「地域の健康・介護」の3軸を通じて、エネルギー・地球環境問題や、超高齢社会における医療・介護の問題など、都市が直面している重要課題に対して、大学を中心とする「知」の連携により解決策を構想・提案し、そこから新たな「知」「産業」「文化」を生み出す。また、市民や企業を中心とする地域の主体がこれらの実践を持続的・自律的に担うことで、誰もがまちづくりに参加でき、生き生きと暮らせる街を実現する。

公・民・学連携による自律した都市経営のモデルを構築することを目指し、これまで実施してきた取組について、3つの軸の有機的な連携を本計画の柱とする。

#### <解説>

・「都市経営」に関しては、公・民・学が連携したエリアマネジメントにより、各主体のまちづくりへの主体的な参画を促すとともに、ベンチャー企業を支援する創業育成モデルを創出し、まちづくり活動の活性化に取り組む。

・「地域エネルギー」に関しては、地球環境への配慮が持続可能な都市経営に必要な不可欠なことを踏まえ、都市環境の低炭素化に取り組む。

・「地域の健康・介護」に関しては、超高齢社会における諸問題に対して、介護予防も含め、いくつになっても安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

#### ②評価指標及び数値目標

ア 都市経営（まちづくり活動の活性化に係る評価指標及び数値目標）

##### ●評価指標(1)：各主体の参画による活動の活性化

数値目標(1)-①：地域の住民や企業が主導・関与する、まちのプロジェクト数

20プロジェクト（平成27年度）→ 28プロジェクト（平成33年度）

数値目標(1)-②：地域の住民や企業が関与して維持管理している公共的空間・公共施設

2件（平成27年度）→ 5件（平成33年度）

##### ●評価指標(2)：新ビジネス創造と地域経済の活性化

数値目標(2) : 柏市内ベンチャー企業の支援件数

77 件 (平成27年度) → 170 件 (平成33年度)

イ 地域エネルギー (都市環境の低炭素化に係る評価指標及び数値目標)

●評価指標(3) : AEMS を活用した環境配慮型都市の確立

数値目標(3) : 駅前周辺街区におけるCO<sub>2</sub>排出量削減量

0% (平成27年度) → 4.7%(平成33年度)

ウ 地域の健康・介護 (いくつになっても安心して暮らせる環境づくりに係る評価指標及び数値目標)

●評価指標(4) : 先進的・包括的健康・介護サービス体制の構築

数値目標(4)-① : トータルヘルスケアステーション数

0箇所 (平成27年度) → 1箇所 (平成33年度)

数値目標(4)-② : 特区事業所のリハビリ実施件数

1,628件 (平成27年度) → 1,736件 (平成33年度)

数値目標(4)-③ : 特区事業所の口腔ケア実施件数

926件(平成27年度) → 2,300件(平成33年度)

●評価指標(5) : 虚弱予防活動の展開

数値目標(5) : フレイル予防サポーター登録数

0人(平成27年度) → 240人(平成33年度)

### 3 特定地域活性化事業の名称

創造的かつ持続的・自律的な未来型の都市経営として、公・民・学連携による自律した都市経営のまちづくりをさらに進めるため、市が主導的立場をとり、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、以下の取組を行っていく。

- (1) 公・民・学連携による創造的地域環境の創出・運営を行い、自律的な地域運営による先端的研究・技術の実証と創造的な都市空間形成を図る。
- (2) 地域一体型の大学・研究機関発ベンチャー企業による事業化の促進を行い、地域の「稼ぐ力」の創出による持続的な地域経済の確保を図る。
- (3) 低炭素コンパクトシティと災害時スマートエネルギーシステムの構築・運営を行う。
- (4) トータルヘルスケアステーションの創設を行い、運動・口腔・栄養に関する各職種が一体的なサービス提供をすることにより、利用者の状態維持・改善及び生活の質の向上を図る。

①低炭素コンパクトシティと災害時スマートエネルギーシステムの構築（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙２－４）

②トータルヘルスケアステーションの創設

（訪問リハビリテーション事業所整備推進事業、別紙２－１【１／４】）

（介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業、別紙２－１【２／４】）

（歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業、別紙２－１【３／４】）

（歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業、別紙２－１【４／４】）

### 4 その他地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙２－８）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

## 別紙 2-1 <規制の特例措置（訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）>【1/4】

### 1 特定地域活性化事業の名称

トータルヘルスケアステーションの創設（規制の特例措置（訪問リハビリテーション事業所整備推進事業））

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特別区域内において、病院、診療所及び介護老人保健施設以外で指定訪問リハビリテーション事業所を開設しようとする者

### 3 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業の概要

指定訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携をもって事業実施を可能とする。

#### ② 事業に関与する主体

指定訪問リハビリテーション事業者

#### ③ 事業が行われる区域

柏市内全域

#### ④ 事業の実施期間

平成25年5月～

#### ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

介護保険法に基づく指定訪問リハビリテーションを提供する事業所が増加し、地域の医師、歯科医師等と密接に連携して一体的なサービスを提供することにより、高齢者の要支援・要介護状態の維持、改善を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現する。

### 4 当該特別の措置の内容

#### (1) 特例措置の必要性

介護保険法に基づく指定訪問リハビリテーションについては、病院、診療所、介護老人保健施設のみで提供可能となっている。しかし、柏市では、全国平均より診療所数が少なく、その結果、指定訪問リハビリテーションを提供する事業所も少なく、増加を見込むことも難しい状況となっている。

一方、柏市は今後、要支援・要介護高齢者が今後10年で1.5倍以上に増加すると見込まれており、状態維持・改善に資するサービスが必要とされる。また、状態の維持・改善については、

リハビリに加えて、口腔ケアや栄養ケアについても一定程度の効果があるとされるところである。

こうした現状を踏まえ、医療機関でなくても、指定訪問リハビリテーションの提供を可能とし、地域の医師や歯科医師等と連携し、運動、口腔、栄養に係るケアを一体的に提供できる環境の整備が必要である。

## (2) 特例措置の内容

当該事業対象者のうち、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うと市長が認める者については、特例命令及び条例の規定により、指定訪問リハビリテーション事業所の開設を認めることとする。

当該事業対象者は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保することを前提とする指定訪問リハビリテーション事業所整備計画（医療機関との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

なお、当該事業の実施に関する基準等は市長が別に定めるものとする。

## 別紙 2-1 <規制の特例措置（介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業）>【2/4】

### 1 特定地域活性化事業の名称

トータルヘルスケアステーションの創設（規制の特例措置（介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業））

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特別区域内において、病院、診療所及び介護老人保健施設以外で指定介護予防訪問リハビリテーション事業所を開設しようとする者

### 3 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業の概要

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携をもって事業実施を可能とする。

#### ② 事業に関与する主体

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者

#### ③ 事業が行われる区域

柏市内全域

#### ④ 事業の実施期間

平成25年5月～

#### ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

介護保険法に基づく介護予防訪問リハビリテーションを提供する事業所が増加し、地域の医師、歯科医師等と密接に連携して一体的なサービスを提供することにより、高齢者の要支援・要介護状態の維持、改善を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現する。

### 4 当該特別の措置の内容

#### (1) 特例措置の必要性

介護保険法に基づく指定介護予防訪問リハビリテーションについては、病院、診療所、介護老人保健施設のみで提供可能となっている。しかし、柏市では、全国平均より診療所数が少なく、その結果、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する事業所も少なく、増加を見込むことも難しい状況となっている。

一方、柏市は今後、要支援・要介護高齢者が今後10年で1.5倍以上に増加すると見込まれており、状態維持・改善に資するサービスが必要とされる。また、状態の維持・改善については、リハビリに加えて、口腔ケアや栄養ケアについても一定程度の効果があるとされるところである。

こうした現状を踏まえ、医療機関でなくても、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を

可能とすることにより、地域の医師や歯科医師等と連携し、運動、口腔、栄養に係るケアを一体的に提供できる環境の整備が必要である。

## (2) 特例措置の内容

当該事業対象者のうち、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うと市長が認める者については、特例命令及び条例の規定により、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設を認めることとする。

当該事業対象者は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保することを前提とする指定介護予防リハビリテーション事業所整備計画（医療機関との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

なお、当該事業の実施に関する基準等は市長が別に定めるものとする。

## **別紙 2 - 1 <規制の特例措置（歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業）>【3 / 4】**

### 1 特定地域活性化事業の名称

トータルヘルスケアステーションの創設（規制の特例措置（歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業））

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特別区域内において、歯科医療機関から離れた場所から指定居宅療養管理指導を行う歯科衛生士等を雇用する指定居宅療養管理指導事業所を開設する者。

### 3 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業の概要

歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行うことを可能とする。

#### ② 事業に関与する主体

指定居宅療養管理指導事業者

#### ③ 事業が行われる区域

柏市内全域

#### ④ 事業の実施期間

平成 25 年 5 月～

#### ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

介護保険法に基づく歯科衛生士等居宅療養管理指導を実施する事業所が増加し、地域の医師、歯科医師等と密接に連携して一体的なサービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現する。

### 4 当該特別の措置の内容

#### (1) 特例措置の必要性

介護保険法に基づく歯科衛生士等居宅療養管理指導については、歯科医療機関のみで提供可能となっており、今後、高齢化が急速に進展する中、サービスの増加を見込むことが難しい状況となっている。

こうした現状を踏まえ、歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を実施することを可能とし、医師や歯科医師等と連携し、運動、口腔、栄養に係るケアを一体的に提供できる環境の整備が必要である。

#### (2) 特例措置の内容

当該事業対象者のうち、歯科医療機関から離れた場所であっても、歯科医療機関との密接な連携を確保し、指定居宅療養管理指導を適切に行うと市長が認める者については、当該場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を実施することを認めることとする。

当該事業対象者は、指定居宅療養管理指導を行う歯科衛生士等が歯科医療機関との密接な連携を確保することを前提とする指定居宅療養管理指導事業整備計画（歯科医療機関との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

なお、当該事業の実施に関する基準等は市長が別に定めるものとする。

## **別紙 2 - 1 <規制の特例措置（歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業）>【4 ／4】**

### 1 特定地域活性化事業の名称

トータルヘルスケアステーションの創設（規制の特例措置（歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業））

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特別区域内において、歯科医療機関から離れた場所から介護予防居宅療養管理指導を行う歯科衛生士等を雇用する指定介護予防居宅療養管理指導事業所を開設する者。

### 3 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業の概要

歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行うことを可能とする。

#### ② 事業に関与する主体

指定介護予防居宅療養管理指導事業者

#### ③ 事業が行われる区域

柏市内全域

#### ④ 事業の実施期間

平成25年5月～

#### ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

介護保険法に基づく歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導を実施する事業所が増加し、地域の医師、歯科医師等と密接に連携して一体的なサービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現する。

### 4 当該特別の措置の内容

#### （1）特例措置の必要性

介護保険法に基づく歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導については、歯科医療機関のみで提供可能となっており、今後、高齢化が急速に進展する中、サービスの増加を見込むことが難しい状況となっている。

こうした現状を踏まえ、歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を実施することを可能とし、医師や歯科医師等と連携し、運動、口腔、栄養に係るケアを一体的に提供できる環境の整備が必要である。

#### （2）特例措置の内容

当該事業対象者のうち、歯科医療機関から離れた場所であっても、歯科医療機関との密接な連携を確保し、指定介護予防居宅療養管理指導を適切に行うと市長が認める者については、当該場所から歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を実施することを認めることとする。

当該事業対象者は、指定介護予防居宅療養管理指導を行う歯科衛生士等が歯科医療機関との密接な連携を確保することを前提とする指定介護予防居宅療養管理指導事業整備計画（歯科医療機関との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

なお、当該事業の実施に関する基準等は市長が別に定めるものとする。

## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>**

### 1 特定地域活性化事業の名称

低炭素コンパクトシティと災害時スマートエネルギーシステムの構築[地域活性化総合特区支援利子補給金]

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において「低炭素コンパクトシティと災害時スマートエネルギーシステムの構築」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。「低炭素コンパクトシティと災害時スマートエネルギーシステムの構築」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「地域レベルでのエネルギー効率利用と低炭素化、および災害時における生活ライフラインへのエネルギー供給」及びその解決策である「民間事業者が実施する CO2 排出量大幅削減等の低炭素型環境形成や再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に資する各種施設整備を含む複合用途建物の開発事業」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

## 別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

### 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

#### ・住宅ローン金利優遇

- ・CASBEE 柏制度において、評価結果が一定基準を満たす住宅を取得した場合は、住宅ローン金利の優遇措置が適用。（平成 23 年より措置）

### 2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

#### ・柏市地球温暖化対策条例 施行（平成 19 年 3 月）（地球温暖化対策の推進に関する法律の規制に対する上乗せ措置）

- ・目標：国の方針を踏まえ、平成 32 年度の温室効果ガスの排出量を平成 17 年度と比較して 3.8%以上削減する
- ・一定（年間 1,500 トン-CO2）以上温室効果ガスを排出する事業者の「削減計画書の策定及び提出」の義務付け
- ・一定の開発事業等の「配慮計画書の策定及び提出」の義務付け

#### ・柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例 改正（平成 25 年 5 月施行）

- ・総合特区に係る厚生労働省関係総合特別区域法第 53 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令が制定されることに伴う改正

#### ・柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例 改正（平成 25 年 5 月施行）

- ・総合特区に係る厚生労働省関係総合特別区域法第 53 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令が制定されることに伴う改正

#### ・低炭素まちづくり指針 策定（平成 22 年 7 月）（柏市地球温暖化対策条例の規制に対する指針）

- ・省 CO2 アクションエリアの具体的な制度として、低炭素まちづくり（多様な地球温暖化対策を総合的且つ高度に実施する事業）を実施しようとする事業者と柏市が協定を締結し、低炭素まちづくりの確実な実施と適正な運用を確保するための指針

#### ・CASBEE 柏 運用開始（平成 23 年 1 月）（「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）の柏版）

- ・業務ビル、集合住宅など 13 件採択（平成 23 年 9 月現在）
- ・「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）を基本に柏市の地域特性等を考慮して、構築。地域特性や政策に合わせて、独自の環境配慮項目や独自の評価基準を加え、「質の高い生活（健康・快適等）を省エネ・省資源で実現されているか」を評価する

- ・本市が環境に配慮する上で重点を置いている項目は、「地球にやさしい社会をつくる」「うるおいのある景観をつくる」「健康で安全な生活環境をつくる」。

### 3. 地方公共団体等における体制の強化

#### ①都市経営

- ・ 柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）への人員派遣
- ・ インキュベーションマネージャー制度
- ・ 千葉県産業振興センターへの市職員出向
- ・ TEP のアドバイザリーボードとして市が参画

#### ②地域エネルギー

- ・ 市として第二期柏市地球温暖化対策計画及び柏市低炭素まちづくり計画を推進

#### ③地域の健康・介護

- ・ 本市では、東京大学・UR 都市機構と三者で平成 21 年に「柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会」を設置。地域包括ケアシステムの構築・具現化を図り、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせることができるための「長寿社会のまちづくり」を推進
- ・ 当該プロジェクトの推進に特化した専任の組織として、平成 22 年に「福祉政策室(現・福祉政策課)」を設置。その中でも特に在宅医療・介護連携推進事業の実施及び強化・充実を図るための専任部署として、平成 26 年に「地域医療推進室」を設置
- ・ トータルヘルスケアステーションによる包括的なサービス提供に向けて、医師会、歯科医師会との調整を推進
- ・ 介護予防の包括的提供体制の構築に向けて、柏市が事務局となり、フレイル予防に係る医療福祉、地域関係団体等で構成する柏フレイル予防プロジェクト 2025 推進委員会で推進

### 4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	柏市地域活性化推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月13日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	<p>(第1回) 平成23年9月13日 協議会を開催</p> <p>(第2回) 平成24年2月8日 ICTを活用した持ち回りで協議</p> <p>(第3回) 平成25年2月7日 ICTを活用した持ち回りで協議</p> <p>(第4回) 平成29年1月10日 ICTを活用した持ち回りで協議</p>
協議会の意見の概要	<p>第1回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現在の案には含まれていないが、今後より盛んになってくるであろう、柏 ITS 推進協議会などによるカーシェアリングやオンデマンドバス等の実証実験から、交通に関する新たな規制の特例措置等の提案が出てくるかもしれないため、今後も検討を続けていけると良い。</li> <li>提案タイトルとして使われている、柏の葉キャンパスの「キャンパス」、産官学と比較した「公民学」、それから「自律」という言葉について、柏の葉のコンセプトとして重要な部分であるので、しっかりと説明しつつ、提案する。</li> <li>「柏の葉キャンパス『公民学連携による自律した都市経営』特区」（地域活性化総合特区）の指定について申請を行うことに合意が得られた。</li> </ol> <p>第2回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>利子補給金についての今回の提案内容について、申請を行うことの合意が得られた。</li> </ol> <p>第3回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>訪問リハビリ関係事業についての提案内容について、申請を行うことの合意が得られた。</li> </ol> <p>第4回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認定期間を延長のため変更計画について、申請を行うことの合意が得られた。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>については、現在の案に至るまでにも、交通に関する提案内容について検討していたが、時期尚早と判断した経緯があったため、意見を踏まえ、</li> </ol>

	<p>今後、本協議会の場で検討を続けるものとする。</p> <p>2. については、意見を踏まえ、指定申請書への記載をより工夫した。</p> <p>4. については、協議会として申請を行うこととする。</p> <p>5. については、関係各所と十分協議の上、円滑に事業を推進しつつ、協議会として申請を行うこととする。</p> <p>6. については、協議会として申請を行うこととする。</p>
--	--

## 別添6 - 2 地域協議会名簿

### <地域協議会の参画メンバー構成>

#### 「柏市地域活性化推進協議会」(2011.09.13 設立)

会 長： 柏市長 秋山浩保

副会長： 柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK) センター長 出口 敦  
(東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻 教授)

事務局： 柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK)

・ 柏市 <市長 秋山浩保>

[役割：全体統括、意思決定、関連団体調整、「地域の健康・介護」プロジェクト推進者]

・ 千葉県 <総合企画部長 遠山 誠一>

[役割：関連団体調整]

・ 東京大学大学院新領域創成科学研究科 <研究科長 味埜 俊>

[役割：公・民・学連携プロジェクト共同研究および推進]

・ 千葉大学環境健康フィールド科学センター <センター長 木庭 卓人>

[役割：公・民・学連携プロジェクト共同研究および推進]

・ 三井不動産株式会社 <代表取締役社長 菰田正信>

[役割：「地域エネルギー」プロジェクト事業者]

・ 柏の葉アーバンデザインセンター[UDCK] <センター長 出口 敦>

[役割：事務局、「都市経営」プロジェクト事業者]

・ TXアントレプレナーパートナーズ[TEP] <代表 国土 晋吾>

[役割：「都市経営」プロジェクト事業者]

### ①都市経営分科会

・ 柏市 <都市部北部整備課、土木部交通政策課、土木部道路総務課、経済産業部商工振興課>

・ 千葉県 <総合企画部政策企画課>

・ 東京大学大学院新領域創成科学研究科

・ 千葉大学環境健康フィールド科学センター

・ 三井不動産株式会社

・ 柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK)

・ TXアントレプレナーパートナーズ (TEP)

・ 柏の葉キャンパス駅前まちづくり協議会

・ 東葛テクノプラザ

## ②エネルギー分科会

- ・ 柏市 <環境部環境政策課>
- ・ 東京大学大学院新領域創成科学研究科
- ・ 三井不動産株式会社
- ・ 柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK)
- ・ 株式会社日本政策投資銀行

## ③健康介護分科会

- ・ 柏市 <保健福祉部福祉政策課、保健福祉部地域医療推進室、保健福祉部福祉活動推進課、保健福祉部高齢者支援課>
- ・ 千葉大学予防医学センター
- ・ 三井不動産株式会社
- ・ 柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK)

### <協議等のルール（協議会規約より抜粋）>

- ・ 会長及び副会長は構成員の互選による。
- ・ 協議会に、必要に応じて顧問を置くことができる。
- ・ 会議は、会長が招集する。
- ・ 会長は、必要に応じて意見を求めるため、構成員以外の者を招聘することができる。
- ・ 協議会に、必要に応じて分科会を置くことができる。
- ・ 協議会の議事は、出席している構成員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。